

最高裁昭和五七年（行ツ）第六号、五七・九・一〇判決

判 決

上告人 プリマハム株式会社

被上告人 中央労働委員会

右参加人 プリマハム労働組合

右当事者間の東京高等裁判所昭和五一年(行コ)第四二号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が昭和五六年九月二八日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係並びにその説示に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。右違法のあることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、原判決を正解しないで又は独自の見解に基づいてこれを非難するものであって、いずれも採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷